

# 道州議会・道州知事と国会の選挙制度

市川 太一

- 一 道州制をめぐる状況
- 二 道州議会
- 三 道州知事
- 四 道州制導入と国会

## 一 道州制をめぐる状況

市町村合併が行われ、現行法の切れる二〇〇五年三月までには、三千を超える市町村数が少なくとも二千程度になると言われている。中国地方ではおおよそ市町村合併によって、市町村数は三〇八団体から一〇〇団体へ、おおよそ三分の一になると予測されている。<sup>(1)</sup>

市町村合併によって市や町の規模が大きくなってくると、都道府県の権限が市町村へ委譲され、都道府県の業務は広域的な事業や調整事項になってくる。これらの業務は国の出先機関である地方支分局の業務と重複するようになるので、都道府県制度の見直しや地方支分局との統合をどうするのかという問題が出てくる。道州制の導入論が出てくる理由の一つ

でもある。<sup>(2)</sup>

都道府県別に見ると、もつとも道州制の実現に近いのが北海道である。北海道は二〇〇四年八月に道州制特区に向けた道の提案を決定している。<sup>(3)</sup>

北東北(青森、秋田、岩手県)は道州制について二〇〇三年八月に具体的な提言をしている。<sup>(4)</sup>

中国地方では岡山県が『二一世紀の地方分権は道州制で』(二〇〇三年三月)という報告書を出している。<sup>(5)</sup>

国政のレベルでは、第二七次地方制度調査会が現時点での考え方として、今後の地方自治制度のあり方について以下のような答申(骨子、二〇〇三年一月)を出している。

(一) 基本的な考え方

・ 現行憲法の下で、広域自治体と基礎自治体の二層制を前提として構築。道または州の制度及び設置手続きは法律で規定。

・ 現在の都道府県を廃止し、原則として現在の都道府県の区域を越える広域自治体として設置。

・ 道州制の導入に伴い、国の役割を重点化。多くの権限を地方に委譲。

・ 長と議会の議員は公選。

(二) 役割と権限

・ 道州は、基礎自治体との適切な役割分担のもとに、圏域全体の視野に立った産業振興、雇用、国土保全、広域防災、環境保全、広域ネットワーク等の分野を担当。

・ 国の地方支分局が持つ権限は、例外的なものを除き、道州に移管。

国から道州、道州から基礎自治体への権限関与は必要最小限。

これを受け、小泉首相は第二八次地方制度調査会（二〇〇四年三月に設置）に「道州制のあり方」について諮問をした。二〇〇四年六月に出された『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004』では、道州制について次のように書かれている。「地方分権の更なる推進に向けて将来の道州制の導入に関する検討を本格化させる。地方分権推進のモデル的な取り組みとしていわゆる『道州制特区』<sup>(7)</sup>について、地域からの提案を受け止めつつ、その趣旨を生かす推進体制を整える。」

政党のレベルでは、昨年二〇〇三年に実施された衆議院総選挙において自民党は道州制の導入と二〇〇四年度に道州制特区の創設、民主党も道州制の実現をマニフェスト（政権公約）<sup>(6)</sup>に入れている。最近では（二〇〇四年八月末現在）、自民党の道州制推進議員連盟は「道州制導入基本法案」をまとめたり、全国知事会は道州研究会をたちあげ、初会合を開いたりしている。<sup>(7)</sup>

本稿は、道州制が導入されたとしたら、どのような州議会選挙や州知事の選挙制度が適切か、中国五県をモデルにしながら、提言することを目的としている。

提言の作成にあたっては、二〇〇四年六月に中国五県の県議会議員及び政令指定都市である広島市議会議員を対象として行った「道州制アンケート」も参照していきたい。アンケート結果は制度改革の見通しを立てる際には参考になるはずだ。<sup>(8)</sup>

## 一 道州議會

### (一) 一院制

道州議會は一院制と二院制のいずれが適當か。<sup>(9)</sup>

国政レベルでは小泉首相の私的懇談会「首相公選制を考える懇談会」から首相公選制に関連して、一院制が検討されるべきであるという意見が出されている。<sup>(10)</sup>

参議院憲法調査会においても一院制の是非が論議されている。

下院のチェック機能という点から二院制の方がよいというのであれば、政党化され、選挙によって選ばれる第二院が期待されている役割を果たしているのか、という反論もある。今取り上げている問題は国政レベルの指摘であるが、国政レベルか否かにかかわらず二院制は同じような問題点を持つ。

現在では、議会の傍聴制度、審議や情報の公開、議員活動の評価、そして議会や行政の監査制度の改革をした方がよい。<sup>(11)</sup>

また全く第二院が第一院と異なった選出方法によって構成されるのであればともかく、そうでなければ現行の普通地方公共団体の一院制議會を変更する理由は見出せない。

### (二) 議員数

二〇〇四年三月現在、表2-1に示したように、中国地方の県議會議員は二五六名いる。これは現員数である。広島県のように七二名から七〇名に議員定数を条例によって減員している場合もあり、おおよそ人口一〇万人につき一名として

表2-1 中国地方の県議会議員数・人口・州議会議員数

県名	県議現員	人口(%)	州議会議員数	選挙区数
鳥取	38名 (14.8%)	61.7万 (8.0%)	6名 (8%)	1
島根	39 (15.2)	76.2 (9.9)	8 (10.7)	1
岡山	56 (21.9)	195.7 (25.3)	19 (25.3)	2
広島	70 (27.3)	287.2 (37.1)	25 (36)	3
山口	53 (20.7)	152.8 (19.8)	15 (20)	2
総計	256	773.6	75	9

表2-2 議員数

定員数	比率
50名まで	8.5%
100名まで	42.6
150名まで	22.3
200名まで	7.4
250名まで	1.1
その他	2.1
よくわからない	7.4
無回答	8.5

1) 「中国5県県議・広島市の道州制観」84ページ。

試算した。すると州議会議員の定数は七五名となる。

参考までに言えば、有権者数は人口の八〇%程度である。

七五名という議員数は、五県の総議員数二五六名の三〇%にあたる。

各県の議員数は各県の人口におおよそ比例している。

もつと議員数が少ないほうがよいという意見はあるに違いない。

他方、現職の県議会議員からすると、表2-2のように、七

五名という議員数では少ないと思われるかもしれない。

議員数が少ないと、人口の少ない鳥取県から選出される議員

が少なくなる。

委員会活動や州民の代表の面でも問題が出てくる。

議員数は州の権限の大きさとも関係してくる。<sup>(12)</sup>

人口で言うと、中国五県七七三万人に近い人口七一九万人の愛知県県議会議員数は一〇四名であり、中国州議会議員数はこれよりは少ない。都道府県でもっとも多い定数は東京都で、二〇〇三年一月二八日現在、一二七名である(地方自治法では最大二三〇名である)。したがって、現行の地方自治法と同じように上限を設ける。

各県の議員数は表2-1の通りとする。

表2-3 中国地方県議会の選挙区

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	総計	比率
1人区		12	17	17	10	56	50.5%
2	4	7	5	6	6	28	25.2
3	3	1		5		9	8.1
4	1	1		3	4	9	8.1
5				1		1	0.9
6			1		1	2	1.8
7		1				1	0.9
8	1					1	0.9
9	1			1	1	3	2.7
11			1			1	0.9
12			1			1	0.9
小計	10	22	24	33	22	111	100%

1) 中国5県の県議会のホームページから作成した。HP参照日は2004年8月22日。

表2-4 各県の選挙区数と県議数・州議員数

県名	旧衆議院 中選挙区	衆議院		県議会 選挙区	各県の 州議員数
		小選挙区	比例区		
鳥取	全県区4名	2区		10区	6名
島根	全県区5名	2		22	8
岡山	2区 1区5名 2区5名	5	中国 ブロック	24	19
広島	3区 1区4名 2区5名 3区5名	7		33	27
山口	2区 1区4名 2区5名	4		22	15
総計	9区 42名	20		11	111区
		31名			

表2-1-3に示したように、もつとも一つの選挙区で定数が大きいのが岡山県、倉敷市都窪郡の選挙区で、一二人区である。一人区がない県（鳥取県）もあるが、定数一名の選挙区が約二分の一、二人区が約五分を占めている。例えば、岡山県では小選挙区が一七選挙区あり、一二人区もあるといった具合である。つまり、県議会の選挙は一つの県議会であるのに、小

(二) 選挙制度

選挙区と大選挙区が混在しているということである。<sup>(13)</sup>

国政レベルの選挙制度については多くの議論がある。これに対して地方議会の選挙制度について、どのような制度がよいのかという議論や見直しの声はほとんど聞かれない。州議会においては、このような各種の制度が混在した選挙制度を整理する必要がある。州議会は新しい制度だから、理想とされるような制度を用いてもよいのではないだろうか。<sup>(14)</sup>

選挙制度は非拘束式比例代表制とする。主な理由は次の二点である。

- ① 国民の意思をできる限り議席に反映させる。
- ② 政党でも人でも選ぶことができる。

#### △州議会の選挙制度の概要▽

① 選挙区は現在の都道府県を一つの単位とするが、人口百万人を超える選挙区は分割する。中国州の選挙区数は表2-1のようになる。

② 中国州議会の総議席数は七五とする。

③ 政党は順位を決めずに選挙区ごとに名簿を作成する（非拘束名簿式）。選挙区に登載できる候補者数は選挙区の定数を越えることはできない。名簿は複数の政党が連合して作成してもよい。名簿には無所属でも立候補できるものとし、候補者は一人で一つの名簿を作成できる。

④ 有権者は名簿から一名の候補者か政党名のいずれかを選ぶ。

表2-5 選挙制度

選挙制度	比率
小選挙区制	12.8%
中選挙区制	59.6
小選挙区と比例代表制の組合せ	16.0
その他	4.3
無回答	7.4

1) 「中国5県県議・広島市の道州制観」85ページ。

表2-6 中国5県県議会における会派構成

鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
鳥取県議会自由民主党	自民党議員連盟	自由民主党岡山県議団	自由民主党広島県議会議員会	自由民主党
鳥取県議会会派「信」	県政クラブ	民主・県民クラブ	自由民主党広島県議会刷新会	民主・連合の会
鳥取県議会住民連合	せいふう会	公明党岡山県議団	広島県議会県民連合	公明党
公明党鳥取県議会議員団	無所属	日本共産党岡山県議会議員団	広島県議会公明党・県民会議	新政クラブ
鳥取県議会社会民主党		無所属	自由民主党広島県議会良政議員会	日本共産党
鳥取県議会えがりて			県民同士会	社会民主党
鳥取県議会さずな			日本共産党	みどりのクラブ

1) 中国5県の県議会のホームページから作成した。HP参照日は2004年8月22日。

⑤各候補者への投票は各政党への投票とみなし、名簿別に州全体で集計する。

⑥各政党への議席の配分はドント式によって行う。各党が獲得した議席は、選挙区ごとにドント式によって再配分する。

⑦候補者個人の得票数の多い順に各党の当選者を決める。

この非拘束式比例選挙制度を採用することには、地方自治体の選挙では比例代表制が使われていないので、抵抗感があると思われる。

道州制アンケートでは、表2-5のように、中選挙区制を支持する意見が約六〇％を占める。「小選挙区と比例代表制の組み合わせ」については一六％の議員が支持している。比例制を主軸にするのは県議会議員の賛成は少ないだろうが、衆議院で用いられた中選挙区程度の選挙区を使うのには異論はないだろう。

表2-7 政党別議員数（衆議院・参議院）

県名	衆議院				参議院	
	自民党	民主党	公明党	無所属	自民党	民主党
鳥取	1名			1名	2名	
島根	2				2	
岡山	5				1	1名
広島	6	1名			3	1
山口	3	1			1	1
比例区	5	4	2名			
総計	22(71%)	6(19.4)	2(6.5)	1(3.2)	9(75)	3(25)

州議会議員選挙と衆議員選挙の選挙区が全く一致した場合には選挙が連動して行われるようになって、州議会が国会議員への登竜門になる可能性があります。ますます高くなるので避けた方がいいだろう。

もう一つ、地方議会における政党化の問題である。非拘束式比例代表併用制を採用するとすれば、政党が選挙の中心になる。この点、完全に政党化されていない県議会の現状とは異なる。中国五県を見ると、表2-16のように、県議会の会派が国政レベルの政党と完全に一致しているのは岡山県くらいである。しかし、道州制になった場合、現在よりもより広域的な政治行政を行う必要性が出てくるのだから、広島県に見られるような議会における主導権争いを基軸にした会派構成は不適當である。より政策を中心とした会派形成が期待される。この点でも比例代表制の導入は意義がある。

ただし、無所属からでも立候補できた方がよいので政党でも人でも投票でき、一人でも名簿を作成できるとした。

道州制の導入に伴い、あわせて次の制度も導入されるのが望ましい。

- ① 予備選挙を実施する。<sup>16)</sup>
- ② 政党助成制度を導入する。

参考までに中国地方の政党別議員数を示すと、表2-17のようになる。

### 三 道州知事

県知事選挙は、現在、周知のように、全県一区で行われている。州知事選挙も県知事選挙と同じように、道州を一つの選挙区として選挙を実施する。

府県存置の場合であるが、議院内閣制を主張する案もある。

「道州議員や長や公選する場合、通常提案されている道州は全国を七ないし九程度の地域に分割する案であるので、そのような広域で実効性のある選挙が可能であるかどうかという問題が（特に長について）ありうる」<sup>(16)</sup>

『日本再編計画』は議院内閣制の変型を提案している。全国を二五七府（市町村に該当）に分け、この府に府議会と府知事を置く。いずれも府民による直接選挙である。「住民生活の基本的な行政サービスの提供を行う府が中心」としたシステムである。州はあまり強い権限を持たせない仕組みになっている。

この考え方に立って、州議会議員は州民の直接選挙によって選ばれる。「州知事は府知事会議で指名され、州議会によって承認される。」州知事が直接に選ばれると、州知事の権限が強くなりすぎるからである。府の自主性の尊重が目的になっている。

それでは州知事はどのように選ぶのか。州知事は府知事会議で指名され、州議会によって承認される。州知事はスタッフとして州マネージャーや行政各部局長を任命し、州議会において承認されなければならない。議会は財政上の権限も持っている。州議会議員の三分の二の賛成によって州知事は解任できる。

日本再編計画は市町村を二五七に再編することを前提にして制度設計をしている。市町村合併が行われても、二千程度

表3-1 州知事の選挙方法

方 法	比 率
直接選挙	73.4%
州議会から選ぶ	16.0
その他	1.1
よくわからない	2.1
無回答	7.4

1) 「中国5県県議・広島市の道州制観」86ページ。

の市町村数ではこのような制度をそのまま取り入れるのは無理がある。近年、首長（県知事・市長）と議会の関係をどう考えるのか、長野県民によって強く支持された田中長野県知事と長野県議会の対立のような事例が見られる。首長が直接選ばれるメリットもあると同時に首長と議会が対立して先に進まない例もある。

州知事を議会から間接的に選ぶよりも、州民が州知事を直接に選ぶ方が州民の参加意識も高まり、その意志も反映されやすい。

「道州制アンケート」によれば、表3-1のように、州知事は直接選ぶという項目を選んだ議員は四分の三にのぼる。この点では州知事公選制は広く支持されているとみていい。

措置」を取り入れながら、長の不新任案の成立要件が厳しいことを考慮し、知事の不信任の成立要件を四分の三から三分の二に緩和してはどうか。

また、現行の強い中央集権的な体制を考えると、日本再編計画が前提としている弱い州よりもある程度の権限を持った強い州を置く方がよい。

△州知事選挙・州議会・州民▽

- ①州知事は直接選挙とする。
- ②選挙区は中国州の一つとする。

表4-1 衆議院と参議院の選挙制度

	衆議院		参議院
小選挙区選出	1名の選出 (都道府県単位で見ると2 から25議席) 300議席 (62.5%)	選挙区選出	2から8名の選出 (都道府県単位)  149議席 (60.3%)
比例代表選出 並立制	11ブロック (8から29議席) 180議席 (37.5%) 政党単位で議席の配分	比例代表選出 非拘束名簿式	全国  98議席 (39.7%) 政党単位で議席の配分
総議席	480議席	総議席数	247議席
国会総議席	480/727 (66%)		247/727 (34%)

( ) 内の比率は総議席数に占める各選挙方法の割合である。

- ③ 州知事の不信任、議会の解散制度を導入する。
- ④ 州民の意志を聞くために州民投票制度を導入する。

#### 四 道州制導入と国会

道州制が実施され、道州議会が置かれると、現在の衆議院と参議院の議会制度及び選挙制度の再検討を余儀なくさせられる。

この根底にあるのは、国と州と市町村の権限が再配分されるからである。つまり国は国防、外交、年金、保険、司法、治安維持などの国の基本にかかわる統一的政策、国民全体の利益にかかわる分野に限られ、州は広域に及ぶ行政と市間の調整を、市町村は身近な生活に関連する行政の施策の執行を役割とする。

現在の衆議院と参議院の選挙制度は表4-1の通りである。

衆議院議員の選挙制度は、一九九四年三月、政治改革四法案の成立によって、小選挙区比例代表並立制が導入された。表4-1のように、新しい議院の選出方法は衆議院が小選挙区と比例代表の重複立候補を認め、参議院は非拘束名簿式と言え、衆議院と参議院は同じ比例代表制を導入している。

衆議院の比例代表並立制では、政党はあらかじめ順位をつけた候補者名簿を提出し、有権者は政党名で投票する。候補者名簿を作成する際には、小選挙区との重複

立候補も認められている。ブロック単位で政党別に集計された得票数は順位をつけられた順に政党ごとに当選者が決定される。同じ順位の候補者は小選挙区での惜敗率によって当選者は決定される。

参議院では、有権者は候補者名あるいは政党名を書く。得票数は政党別に集計され、各政党への議席数が決められる。当選者は個人名での得票多い順で決定される。

選挙区の区域で見ると、衆議院の選挙区は、全国三百の小選挙区と一一のブロックに分けられている。一一ブロックは北海道（八議席）、東北（一四）、北関東（二〇）、南関東（二二）、東京（二七）、北陸信越（一一）、東海（二二）、近畿（二九）、中国（一一）、四国（六）、九州（二二）に分けられている。

これに対して参議院は全国一つの選挙区である。

現在でも、選挙方法と選挙区が衆議院と参議院で全て同じでないと見え、両院とも比例代表制を取り、政党単位の議席の配分をしている点において、二院制を置いている意味が半減されているということを指摘しておきたい。

では、このような特徴を持つ衆参の選挙制度は、道州議会ができるかと、どのような問題を抱えることになるのだろうか。まず、衆議院議員選挙（比例代表選出）と道州議会の選挙区の重複である。現在、衆議院では全国一一ブロックに分けられた比例代表選挙が実施されている。道州制議会がブロック単位で設置されると、衆議院の比例区が必要なのか、という議論が出てくるはずだ。

次に、参議院議員の選挙区選挙は都道府県を単位としている。都道府県がなくなった時には、この選挙区選挙をどうするのかという検討しなければならない。

この二つの問題を解決するには、どのような選択肢が考えられるだろうか。

△衆議院と参議院の選挙制度▽

- ① 衆議院は小選挙区選出と比例代表選出（各道州選出）の二選挙区とし、参議院を廃止して一院制にする。<sup>(17)</sup>
- ② 衆議院は小選挙区選出と比例代表選出（各道州選出）の二選挙区とし、参議院を比例代表選出（全国）のみとする。
- ③ 衆議院は小選挙区選出と比例代表選出（各道州選出）の二選挙区とし、参議院は各道州選出と比例代表選出（全国）とする。
- ④ 衆議院は小選挙区のみとし、参議院を比例代表選出（全国）のみとする。
- ⑤ 参議院はドイツの連邦参議院のように道州の代表を出す制度にして、衆議院は小選挙区選出か比例代表選出のいずれかにする。

表4-2 道州制導入後の参議院

導入後の参議院	比率
参議院の廃止	27.7%
比例代表制のみにする	10.6
各州2名の議員による構成	5.3
各州の規模に応じた第2院	30.9
現状のままでよい	4.3
その他	4.3
よくわからない	7.4
無回答	9.6

1) 「中国5県県議・広島市の道州制観」87ページ。

中国五県議員のアンケート調査は衆議院と関連させて意見を聞いていないが、表4-2のように、現状のままでよいという意見はほとんどない。各州の規模に応じた第二院を支持する意見がもつとも多く、次に参議院の廃止がつつづいている。現行の延長線上では選択肢③になる。もう少し整理しようという意見が大勢を占めるならば、②になる。

④の衆議院が小選挙区選出だけになるのは多様化した時代にとっては問題点も多く、政党間での合意も困難だろう。

①の一院制というのも④と同じように反対の多い案だろうが、国の仕事の範囲が狭くなるのだから、道州制と同時に国会をスリムにすることも検討されるべきである。

どの選択肢を選ぶにしても、議会制度・選挙制度の大きな変革になるのは間違いない。

参議院の議会制度を検討するにあたっては道州制の導入を視野に入れた議論が必要であるし、さらに道州制の導入に際しては、上記のような大きな制度改革も展望して検討されなければならない。

- (1) 『広島県分権改革推進審議会中間報告(案)』広島県分権改革推進審議会、平成一六年八月一〇日、一ページ。
- (2) 山口県総合政策局長(二〇〇四年八月二二日)、島根県総務部政策企画監室原企画監(二〇〇四年七月一日)にそれぞれヒアリングした。山口県『山口県の行政改革―県民主役の元気な県政への主役づくり』平成一六年度版、七ページも参照。
- (3) 北海道『道州制特区に向けた提案(第一回)の具体化について』平成一六年八月。北海道の道州制特区は、二〇〇三年八月に北海道高橋るみ知事と会談した小泉首相が自民党に道州制の検討を指示したのがきっかけである。この点については「道州制に戸惑い・抵抗」朝日新聞(夕刊)、二〇〇四年二月二三日を参照。
- (4) 『北東北広域政策研究会報告書―地域主権の実現に向けて』平成一五年八月二九日。中間報告書は平成一五年三月二八日に発行されている。
- (5) 岡山県『二世紀の地方自治を考える懇談会 報告書』平成一五年三月二八日。
- (6) 『「地方再生」論議どこまで』日本経済新聞、二〇〇三年一〇月二七日。
- (7) 「国の権限・財源を大幅委譲・自民が道州制基本法案」(二〇〇四年八月二二日)、「全国知事会 道州制研究会の初会合」(同八月二七日)。N I K K E I N E Tを九月一〇日に参照。
- (8) 中国五県の県議会議員は二五六名と広島市の市議会議員は六〇名、総計三二六名になる。この議員を対象にして、二〇〇四年六月二五日を締め切りとしてアンケート調査を実施した。調査主体は筆者と社団法人・中国地方総合研究センターである。回

答議員数は、三二六名中九四名、二九・七%であった。回答議員数は当初に予測したとおり、よい結果とは言えなかったが、議員の道州制についての意識を知ることができた。詳しくは市川太一「中国五県県議・広島市議の道州制観」『広域的な地方自治のあり方に関する基礎的研究』社団法人中国地方総合研究センター、二〇〇四年七月を見て欲しい。

(9) 連邦制をめざした案であるが、二院制をとるかどうかはそれぞれの州の自由意志としているのが、恒松治編著『連邦制のすすめ』学陽書房、一九九三年である。この点については一三三ページを参照。

(10) 大石真、久保文明、佐々木毅、山口二郎『首相公選制を考える―その可能性と問題点』中央公論新社、二〇〇二年。

(11) 国政レベルの問題点の指摘は地方議会にもそのままあてはまる。大山礼子『比較議会政治論』岩波書店、二〇〇三年、二五三ページ参照。

(12) 自治の主体は基礎自治体である市がもち、連邦制ではないという理由から州は大きな権限を持たないという考え方については、読売新聞社編『21世紀への構想―国のシステムと自治の再構築をめざして』読売新聞社、一九九七年、二六ページを参照してほしい。

(13) 加藤も地方議会選挙の問題点を指摘している。この点については加藤秀二郎『日本の選挙 何を変えれば政治が変わるのか』中央公論新社、一二五―一二六ページを参照。

(14) 小林良彰『選挙制度―民主主義再生のために』丸善ライブラリー、一九九四年、一四五―一四六ページ及び西平重喜『比例代表制―国際比較に基づく提案』中央公論社、一九八一年、一七三ページを参考にして案を作成した。

(15) アメリカの予備選挙については吉野孝「アメリカ有権者参加型リクルートメント」(吉野孝・今村浩・谷藤悦史編『誰が政治家になるのか―候補者の国際比較』早稲田大学出版会、二〇〇一年)を参照。

(16) 斉藤精一郎責任監修『日本再編計画―無税国家への道』PHP研究所、一九九六年、一四七ページ。

(17) 二〇〇二年八月に出された報告書では、「I 国民が首相指名選挙を直接行う案、II 議員内閣制を前提とした首相統治体制案、III 現行憲法の枠内における改革案」の三案を併記している。この中のI案とII案は一院制について言及している。少し長くなるが、原文を引用してみよう。まずI案には、「国民が直接選出される政治部門が首相・衆議院・参議院の三つとなることから招来される複雑性も考慮して、衆議院と参議院を廃止し、新たな一院制の国会を創設する案も検討に値する」と書かれてい

る。Ⅱ案は首相のリーダーシップの強化を目的としている。つまり「国会をより一層一院制的なものに再編成して、衆議院議員総選挙を首相の地位の民主的正統性を高めるとともに、総選挙から次の総選挙までの期間を『分割政府』のおそれのない、安定した『立法期』として確保することによって、政治における首相のリーダーシップ強化又はその充実を図ろうとするものである」。これらの点については『首相公選制を考える』中央公論社、二〇〇二年を参照。また、二院制の存在意義については岩崎は「日本のような単一国家の場合、二院制は貴族院型あるいは任命型の第二院に起源を持つものなので、現代社会における第二院の存在意義を合理的に説明するのは容易ではない」（岩崎美紀子『国会入門』三省堂、一九九七年、一六四―一六五ページ）と述べている。岩崎は「連邦国家が必ず二院制をとるが、単一国家では一院制か二院制を選択できる」と指摘している（岩崎美紀子『分権と連邦制』ぎょうせい、一九九八年、四三八ページ）。

（二〇〇四年九月一日稿）

〔本稿を作成するにあたって、行政のヒアリング調査などについて中国経済連合会の原田貴田紀さんに日程を調整していただいた。記して感謝したい。〕